

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

平成30年 5月28日

長野県県民文化部くらし安全・消費生活課長

1 業務の概要

(1) 業務名

「平成30年度消費者大学」開催に係る業務

(2) 業務の目的

グローバル化、高度情報化の進展等により多様化・複雑化する消費者問題に対応していくため、消費生活や消費者問題に関する知識・情報を幅広く学ぶことができる機会を県民の皆様を提供することにより、自ら進んで必要な知識・情報を収集したり、自主的に地域・職域で行動できる消費者の育成を図ります。

(3) 業務内容

- ① 消費生活や消費者問題に関する知識・情報を幅広く学ぶことができる機会として開設する「消費者大学」の各講座を県内2か所（長野市、松本市）を会場として開設・運営（各会場6講座）
- ② 長野県版エンカル消費に関する講座を除く5講座の企画・立案及び講師の手配
- ③ 受講者の募集及び講座参加に関する事務の実施並びに履修状況の管理

(4) 仕様等

別添1仕様書（案）のとおり（ただし、仕様書の内容は現時点でのものであり、今後、打合せの中で変更する場合がありますのでご了承ください）。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ① 基本的な考え方
- ② 実施体制
- ③ 講座カリキュラム
- ④ 講師候補
- ⑤ 業務に要する経費その内訳
- ⑥ 過去の同種の研修業務の実績

(6) 業務の実施場所

- ① 長野会場：JA長野県ビル（長野市大字南長野北石堂町1177番地3）
- ② 松本会場：松本市中央公民館（Mウイング）（松本市中央1丁目-18-1）

(7) 履行期間又は履行期限

契約の日から平成31年1月31日まで

(8) 費用の上限額

3, 073, 000円 (消費税額及び地方消費税の額を含む。)

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第 19 の企画提案書の提出から第 31 の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領 (平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号) に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県暴力団排除条例 (平成 23 年長野県条例第 21 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税 (個人の市町村民税・県民税) を完納していること。
- (5) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (6) 県くらし安全・消費生活課で行う打ち合わせ等に参加できる者であること。
- (7) 過去 5 年以内に、消費生活相談関連の資格取得支援講座、消費生活相談又はそれに類似する業務に携わる人材の研修業務に実績がある者であること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限 ((5) ①) までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第 3 号 (参加申込書) による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第 3 号の附表 (参加要件具備説明書類総括書) による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
 - ・ 附表 3 の表下注意書のとおり、契約書の写しや完成品の写しなど、事業実績のわかる資料を添付してください。
- (4) 担当課 (所)・問い合わせ先

〒380-0936	長野市大字中御所字岡田 98-1 (長野保健福祉事務所庁舎 1 階)
	長野県県民文化部くらし安全・消費生活課 相談啓発係
電話	026-223-6770
ファックス	026-223-6771
メール	kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 平成 30 年 6 月 4 日 (月) (土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)

【(注) 長野県の休日を定める条例 (平成元年長野県条例第 5 号) 第 1 条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

- ② 提出先 3 (4) に同じ。

- ③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに県くらし安全・消費生活課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で 3 (4) の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由 (非該当理由) を企画提案書の提出期限 (6 (5) ①) の 3 日前までに、書面により県くらし安全・消費生活課長から通知します。

- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日 (土曜日、日曜日及び休日は除く。) 以内に、書面 (様式自由) により県くらし安全・消費生活課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日 (土曜日、日曜日及び休日は除く。) 以内に書面により回答します。

- ④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3 (4) に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届 (任意様式) を提出してください。

4 説明会

- (1) 開催日時 平成 30 年 6 月 5 日 (火) 午後 1 時 30 分から

- (2) 開催場所 長野県北信消費生活センター 談話室

(〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 98-1 (長野保健福祉事務所庁舎 1 階))

- (3) 留意事項 説明会を欠席した場合にはプロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3 (4) に同じ。

- (2) 受付時間 平成 30 年 5 月 28 日 (月) から平成 30 年 6 月 11 日 (月) (午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。土曜日、日曜日及び休日は除く。)

- (3) 受付方法 業務等質問書 (様式第 6 号) を F A X 又はメール等により提出するものとします。

- (4) 回答方法 県くらし安全・消費生活課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、30年6月18日(月)までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書等の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第8号による。

(2) 企画書等の作成様式

① 企画書

様式第8号 附表又は任意様式(A4判)による。

② 業務に要する経費及びその内訳書

様式第8号 附表 別紙による。

③ 企画書説明資料

必要に応じて任意様式(A4判)により提出。

④ 会社の概要又はパンフレット

写し可

⑤ 過去の同種の研修業務の実績

(3) 企画書等記載上の留意事項

- ① 企画書等は、イメージ図を用いるなど極力わかりやすい表現で記載し、別添1仕様書(案)の内容を踏まえて記載してください。
- ② 各項目ごとの留意事項は次のとおりです。

項 目	留 意 事 項
全体	・替えて任意様式で提出することも可能です(A4判)。 ただしその場合でも、「5 業務に要する経費及びその内訳」は、様式第8号 附表の別紙によって作成してください。
2 基本的な考え方	・講座を実施するに当たり、別添1仕様書(案)の「3 実施に当たっての基本方針」をどのように反映させるのかがわかるように提案してください。 ・替えて別紙に示すことも可能です(A4判2枚以内)。
3 業務の実施体制	・講座開催業務実施体制図を添付してください(A4判1枚以内)。
4 業務の実施方法	・別添1仕様書(案)の5(2)による講座カリキュラム(案)及び講座の講師候補(案)を記載した一覧表を任意の様式に作成し提出してください(A4判1枚以内)。 ・各講師候補の略歴及び同種又は類似の講座での講義実績がわかる資料を添付してください(A4判5枚程度)。
5 業務に要する経費及びその内訳	・様式第8号 附表の別紙によって作成してください。 ・経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。 ・経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
7 再委託(企画協力等)の予定	・当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載してください。 ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません
過去の同種の研修業	・別添1仕様書(案)の内容と同種の業務の実施実績を示すものを提出

務の実績	<p>してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書の写しや完成品の写しなど、事業実績のわかる資料を添付するしてください。 ・参加要件具備説明書類のものと同一のものでも差し支えありません。
------	--

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3 (4) に同じ。
- ② 受付時間 平成 30 年 5 月 28 日 (月) から平成 30 年 6 月 11 日 (月) (午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- ③ 受付方法 業務等質問書 (様式第 6 号) を F A X 又はメール等により提出するものとします。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対しては FAX 又はメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 平成 30 年 6 月 18 日 (土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)
- ② 提出先 3 (4) に同じ。
- ③ 提出部数 6 部 (原本 1 部、写し 5 部)
- ④ 提出方法 持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までに県くらし安全・消費生活課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で 3 (4) の担当者を確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項 目	審査内容	配点
1 基本的な考え方 業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者大学の考え方や効果的な講座を具体化するための企画力は優れているか。 ○講座の円滑な運営のために適切な体制の構築が見込まれるか。 	2 5
2 業務の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ○効果的な講座が見込めるカリキュラムになっているか。 ○講座実施効果の高い講師が選ばれているか。 	5 0
3 費用の妥当性 実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ○業務の実施に必要な経費が適切に見積もられ、講座の内容、効果等から見て適切な範囲内であるか。 ○過去の同種の研修実績から講座の運営を円滑に行うことが見込まれるか。 	2 5
合 計		1 0 0

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。
- ② 企画提案の選定に当たっては、企画提案審査委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。

ただし、一定数 (概ね 5 者) を超える者から企画提案書の提出があった場合は、書類審査を実施し、プレゼンテーション審査に参加していただく者を選出します。

なお、プレゼンテーション審査を欠席した場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

③ プレゼンテーションの実施日時及び場所

平成 30 年 6 月 22 日（金） 午後 1 時 30 分から 長野県北信消費生活センター 談話室
（〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 98-1（長野保健福祉事務所庁舎 1 階））

④ 審査の結果、最高点となった者の評価点が 100 点満点中 50 点に満たない場合は、内容を再検討した提案書を再提出させ、再度、企画提案審査委員会を開催の上、委託候補者を選定します。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により県くらし安全・消費生活課長から通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により県くらし安全・消費生活課長から通知します。

③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第 13 号）及び企画提案審査委員会審査書（様式第 9 号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、県くらし安全・消費生活課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により県くらし安全・消費生活課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3（4）に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前 9 時から午後 5 時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

① 提案書は複数提出することはできません。

② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

③ 提出された企画提案書は、返却しません。

④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添 2 契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 3 日以内（3 日目

が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで)に、見積書(様式第14号)により県くらし安全・消費生活長に対して提出するものとします。

- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、県くらし安全・消費生活課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 98-1 (長野保健福祉事務所庁舎 1階)
長野県県民文化部くらし安全・消費生活課 相談啓発係
電話 026-223-6770
ファックス 026-223-6771
メール kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。